

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html

執行機関名 目黒区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当に限る)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第1の項 目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第一条	目黒区児童育成手当条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号) 目黒区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月目黒区規則30号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	目黒区児童育成手当条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	児童育成手当(うち育成手当に限る)の受給資格及び手当の額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ロ	目黒区児童育成手当条例施行規則第5条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)	対象児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ハ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第7号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	対象児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ワ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第7号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	目黒区児童育成手当条例第8条
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当(うち育成手当に限る)の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合及び手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定にかかる審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ロ	目黒区児童育成手当条例施行規則第5条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ハ	目黒区児童育成手当条例施行規則第9条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ニ	目黒区児童育成手当条例施行規則第9条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 へ	目黒区児童育成手当条例施行規則第9条第1項第2号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	目黒区児童育成手当条例施行規則第13条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当(うち育成手当に限る)の支給要件に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	目黒区児童育成手当条例第4条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号	目黒区児童育成手当条例施行規則第12条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当(うち育成手当に限る)の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 口	目黒区児童育成手当条例施行規則第5条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ハ	目黒区児童育成手当条例第4条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ニ	目黒区児童育成手当条例施行規則第12条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ホ	目黒区児童育成手当条例施行規則第12条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ワ	目黒区児童育成手当条例第4条第1項第2号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号	目黒区児童育成手当条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当(うち育成手当に限る)の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号 イ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第7項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号 ロ	目黒区児童育成手当条例施行規則第6条第7項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
備考		